

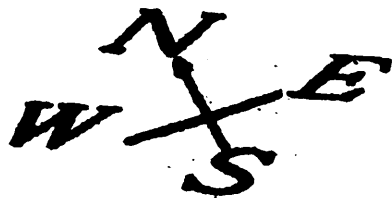
# エコネット

藤沢環境運動市民連絡会議

(略称 藤沢エコネット)

2008年 9月 1日

第172号



主 事  
な 記  
事

- ・武田新研究所建設の不安と自治会の取り組み
- ・武田薬品新研究所問題の取り組みと
- 武田薬品への公開質問状・市長への要望書
- ・ごみ有料化は地方自治法違反である

事務局〒252-0816 藤沢市遠藤849-9 青柳

☎/FAX 0466-87-4922(夜間のみ)

<http://comcom.jca.apc.org/econet/>

## 武田薬品の新研究所建設の不安と境川下流域自治会の取り組み

数年前から、噂では聞いていたが、今年になって武田薬品の研究所建設に対して、藤沢・鎌倉市民の間から、にわかに不安の声があがってきた。

私たちの自治会は境川下流域の西側、鵠沼藤が谷に位置しているが、研究所予定地の村岡からちょうど半径3Km圏であることがわかり、びっくり仰天、周辺住民であることを初めて知った。HIVや炭素菌、SARSなどのウィルス、遺伝子組み換え実験も行う危険レベルの高い施設や放射性同位元素も扱う施設を含む高さ43mの巨大実験棟が15棟もでき、そこからの排気は1日に東京ドーム150個分が放出、また、危険なバイオ汚染排水を滅菌するとはいえ、大清水浄化センター経由で1日に約50メートルプール2杯分を境川に放出する計画などがだんだん解かってきたと同時に、私の中で忘れかけていた昔の生々しい恐怖の記憶が頭を過った。

38年間新聞・雑誌のマスコミにあつて、足尾銅山鉱毒事件を調べ、チッソ水俣病、阿賀野川イタイイタイ病のルポルタージュをした時のことである。現役を引退した今、830戸が住まう自治会の責任者として、<sup>知り得た情報のうち</sup>地域住民の健康や、安全、安心、個人の財産に関わる事柄についてだけは、全会員にお知らせしておかないと、万一の場合取り返しのつかないことになる”という思いからである。7月から、県の公聴会、武田薬品の住民説明会、その際発足した武田問題対策連絡会、それに関わる勉強会などには副会長と一緒に出席して情報を集めている。

この研究所建設問題についても、住民と安全対策に関する数値的にしっかりした協定書を作り、行政と武田側には情報の公開を求め、「環境先進都市ふじさわ」に相応しい全国で最も厳しい条例の制定を市民のために推進してほしいものである。

日本の近世産業公害史にある共通パターンの「奇病が現れ始め」そこに働く人や、周辺住民に多数被害者が出てきてから問題視され、裁判は長くかかり、公害として正式に認定される頃には一次被害者は殆んど死に絶えているような歴史だけは、万が一にも繰り返すことのないよう願っている。月2回発行の「藤が谷会ニュース」に、事ある度に経過説明記事を掲載しているが、編集責任者を兼務している私の任務のひとつだと考えている。

私は、境川に沿った藤が谷2丁目に住み50年になる。江ノ島産地アジや、片瀬の釜揚げしらすを常食にしており、夏には境川のうなぎを獲り、蒲焼が大好物でもある。

この小さな楽しみだけは、これからも残してほしいと思いつつ……………

(国枝 健 ……鵠沼藤が谷会・自治会長)

## 武田薬品新研究所建設問題の動き

藤沢市と鎌倉市に位置する旧武田薬品湘南工場跡地に、県からインベスト神奈川計画による80億円の融資を得て、武田薬品が計画した新研究所建設事業は県の環境影響評価手続き中です。3月に意見書を住民が提出、武田薬品の見解書が5月に縦覧されました。さらに7月5日に公聴会が開かれ、21人の公述人が全員武田新研究所建設に危惧の念を表明しました。危険性の高い病原体や遺伝子組み換え生物を扱うP3施設や放射性同位元素を扱うRI施設が、人口密集地に建設される事、また、15の実験棟からの大量のバイオ排水、大量な空調排気は汚染の可能性大であり、動物実験・焼却による空気汚染と臭気も発生することが判明してきました。

7月21日に武田薬品による説明会が開かれましたが、住民の危惧は払拭されず、かえって説明会をこれで打ち切るという武田薬品の態度に怒りを覚え、不買運動を発言する住民も現れました。この日、7月21日に藤沢、鎌倉市民など地域住民による「武田問題対策連絡会」が、団体、個人加盟で発足しました。

武田問題対策連絡会は即座に要望書案作成グループ、広報チラシ作成グループ、ホームページグループなどに分かれて活動開始し、8月中旬、武田薬品工業社長に127項目の公開質問状と要望書を提出し、鎌倉市長、藤沢市長、横浜市長、県知事あてに環境影響調査のやり直しを要望しました。7月13日(土)には公開討論会を予定しています。公開質問状の質問項目、藤沢市長への要望書、武田薬品への要望書を紹介します。(青柳)

### 武田薬品工業(株)の新研究所計画に関する公開質問状—質問項目127—

|                    |      |               |     |
|--------------------|------|---------------|-----|
| バイオ除外の環境影響予測評価の問題点 | 3項目  | ヒューマン・エラーについて | 3項目 |
| 大気汚染問題             | 14項目 | 住民の安全対策について   | 7項目 |
| 汚染排水放出問題           | 27項目 | 情報公開と説明責任の問題  | 7項目 |
| バイオ・遺伝子組み換え実験      | 14項目 | 住民協定と条例制定     | 7項目 |
| バイオ・ハザード問題         | 4項目  | 土壌汚染について      | 2項目 |
| 動物実験について           | 5項目  | 廃棄物・発生度について   | 3項目 |
| 焼却炉からの排煙、臭気問題      | 9項目  | 植物・動物・生態系     | 1項目 |
| 立地条件の問題            | 7項目  | 文化財           | 2項目 |
| 研究所の建物問題           | 6項目  | その他           | 6項目 |

平成20年8月12日

藤沢市長 海老根 靖典 様

### 武田薬品工業(株)新研究所計画に関する要望書

武田問題対策連絡会

日頃、市政運営にご精励頂き感謝申し上げます。

標記の件につき以下の通り要望申し上げます。

武田薬品工業株式会社が鎌倉市と藤沢市に位置する旧湘南工場敷地に計画した新研究所建設事業は、神奈川県環境影響評価条例に基づき現在県環境影響評価審査会にて事業者の作成による環境影響予測評価書案の審査が進行中です。

今回の新研究所建設事業に対し、本年3月、多くの市民が、危険性の高い病原体を扱うP3施設関連を含め予測される研究実験内容に関する情報が乏しい上に、人口密集地域で不測の事態を防ぎにくい立地や、異常に大量の水、大量な空気を消費すること、病原体の完全な「物理的封じ込め」は不可能であることなど、意見書を提出し、多くの疑問点を提起しました。

しかし、事業者の回答に当たる「見解書」（5月に縦覧）を精読しても疑問は解消せず、ことにバイオ関連については逆に不安が募るばかりでした。また、7月5日、公聴会においては21名の公述人全員が新研究所の活動により、自らの生命・健康を損ない生活環境を悪化させる可能性が大きいと危惧しそれぞれの懸念を県に訴えました。さらに、7月21日に開かれた武田薬品主催の説明会においても、住民の質問に対して、誠意ある具体的回答は得られず、依然として私どもの不安と恐怖の念は払拭されていません。

とりわけ藤沢市民においては、武田研究所から強制換気される膨大な汚染排気と共に、危険なバイオ・P3・動物実験等の汚染排水が、住民協定を無視して大清水浄化センターに流し込まれ、下流の境川や江の島に放流されることに危惧を抱いております。かかる事態の下で、このたび、武田薬品新研究所建設によって影響を被る藤沢、鎌倉両氏民及び横浜市民が記「武田問題対策連絡会」を結成し、別紙のように、アセス評価案から大量の排水やバイオ関連が除外され、住民の不安に答えていない問題点を、武田薬品宛に公開質問状をとりまとめました。（別紙資料「新研究所計画に関する公開質問状」参照）藤沢市長におかれましては、是非、公開質問状の内容をご検討頂き、住民の不安を払拭して頂くようお願い申し上げます。

今回の事態について、私どもは県のアセス条例に起因する「武田薬品の不十分なアセス評価案」によると考えております。神奈川県のアセス条例は、条例で定める評価項目（施行規則第3条関連）について、事業者の評価書案を作成させ、それを20人の評価委員から成る審査会が審査することとなっていますが、関係地域住民にとって最も重要な汚染排水やバイオ災害リスクにかかわる検討は、今回の評価項目の中に含まれていません。昭和55年に制定されたこの条例は、もともとバイオ災害を想定外としていたと考えられ、今回、武田薬品の研究所進出の事態に際し審査担当する20人の評価委員の選任にしても、最も重要な分子遺伝学、バイオ実験技術またその危機管理などの専門家は、唯の一人も入っておりません。従って事業者（武田薬品）は、条例とバイオ災害を、まともに取り扱う必要はなく（条例上の不備）、事実、評価書案の中でバイオ災害リスクについて評価し、それを説明・分析し、対策を定めることなどについては何も記されておられません。市民の安全にかかる数々の質問に対しても、武田薬品の見解は「関係法令に基づいて適切に対処することにより、住民の安全は担保されている」といつた、おおよそ根拠にならない抽象的な一言で済ませるところが12ヶ所もあり、住民に対し科学的で具体的な説明を全く忌避しているといえます。

また、条例で決められている19の評価項目のうちでも住民にとって公害上最も重要な「水質汚濁」「地盤沈下」また「文化財」など、9項目が採りあげられておらず、きわめて不完全なアセス評価案となっています。端的に言えば、社外に対しバイオ関連など除外項目は自社の計画の策定に際し配慮する項目ではない、と結論したものとしか理解できないことになります。（武田薬品の記述によれば「選定しない理由」は「環境に与える影響はほとんどない」という解釈だとのことです。）

採り上げられた「大気汚染」「悪臭」、また「廃棄物・発生土」の項目についても、当研究所が、大規模な動物実験室と、実験済み動物の火葬場〈注1、処理能力1.8トン/日（6時間稼働）…15kgの猿換算120匹/日〉大規模廃棄物の焼却炉2基〈注2、各200kg/時〉を併置した巨大なバイオ研究所〈注3、排気量～東京ドーム150杯/日、水使用量～4,300立方メートル/日…50mプール2杯分/日〉としての観点からして、適切な環境影響の分析を行ったとはとても言い難いものです。

結論的にいえば、評価書案は「環境アセスとは言えないほどずさんな内容ということであり、先月の県の公聴会において21名の公述人が、市民の生命と健康及び生活環境についての危惧を表明したのも、基本的に「不十分なアセス評価案」に原因があります。

つきましては、藤沢市長におかれましては、この点をご認識願、神奈川県に対しアセス評価のやり直しを答申されますよう、要請いたします。藤沢市民の健康と安全を守り、また、湘南江の島の自然と環境を守るため、今後とも、住民協定、条例制定を含め、市長のご尽力をお願いするとともに、本件にたいしまして格段のご高配をお願い申し上げる次第であります。

以上

平成 20 年 8 月 13 日

武田薬品工業株式会社  
代表取締役社長 長谷川閑史様

武田問題対策連絡会

貴社新研究所建設計画に関する公開質問状へのご回答  
並びに公開討論会ご参加のお願い

拝啓 残暑の候、貴社ますますご盛栄のこととお喜び申し上げます。

貴社武田薬品工業株式会社が鎌倉市と藤沢市に位置する旧湘南工場跡地に計画しました新研究所建設事業は、神奈川県条例に基づき現在県環境影響評価審査会にて事業者の作成による環境影響予測評価書案の審査が進行中です。

危険性の高い病原菌を扱う P3 施設関連を含め予測される研究実験内容は情報が乏しいうえに、人口密集地域で不測の事態を防ぎにくい立地、異常なほど大量な水や空気が消費されること、病原体の完全な「物理的封じ込め」は不可能であることなど、本年 3 月に市民が意見書を提出し多くの疑問点を提起しましたが、貴社の回答に当たる「見解書」（5 月に縦覧）を市民が精読しましても疑問は解消せず、ことにバイオ関連については逆に不安が募るばかりでした。新研究所によって、広域にわたる生活環境の大幅な悪化、その結果多くの市民の生命ならびに健康を損なう恐れがあるという懸念を、引き続き 7 月に開催された公聴会において、21 名の公述人が訴えました。7 月 21 日に開かれた貴社主催の説明会においても、住民の質問にたいして、誠意ある具体的回答は得られず、依然として私どもの不安と恐怖の念は払拭されていません。

バイオ災害は起きてからでは取り返しがつきません。市民にとって最も重要で関心の高いバイオ関連の項目は当研究所計画に関する環境影響予測評価項目に含まれていません。しかし実際に予定されている研究実験内容は、各種の施設、すなわち創薬化学実験施設や P3 実験施設、R1 実験施設、それらの領域で行う動物実験を考察すればするほど、住民への深刻な影響が想起されます。

さて、世界に類をみない大規模な新研究所建設計画のアセス対応における貴社のこれまでの経過をみますと、いくつもの貴社らしからぬ対応が散見されますので、以下に申し述べさせていただきます。

貴社は、2007 年 5 月に神奈川県のアセス条例に従って A4 サイズ 4 ページ色刷りのリーフを各家庭へポストイング配布を行い、環境影響予測評価実施計画書を作成し県知事に提出したこと、ならびに研究所建設内容の主旨を当リーフに記載して周知したとしています。次いで本年の 2 月、研究所建設に関わるアセス説明会開催の案内リーフが再び戸別配布されましたが、A4 サイズ 4 ページ色刷りの中には「事業の目的」「事業計画の概要」という項目はありますが、事業実態は何ら明確に示されておらず、特に P3 施設については、住民はタウン情報紙および人伝えにて計画を知ったというのが実情です。2007 年 5 月のリーフを取り寄せてみても、計画書と評価書案の違いはありますが、評価項目も同じであり、事業実態の説明内容も同様、市民には不親切な記載でした。

本年2月開催の、初めての住民説明会においては、説明の重点は、工場解体と研究所建屋建築設計面に置かれ、事業内容（病原体の取り扱い、実験動物の焼却施設の存在）などの部分は、付け足し的にしか扱われていませんでした。また、私ども市民の意見書に対する武田薬品の見解書（本年5月）が示されてから、武田薬品は、私どもの安全に対する危惧について、誠実に答える対話の機会はいくらでも作れたにもかかわらず、7月5日の県主催の公聴会においてすら、大川滋紀取締役（研究開発の責任者）は、武田薬品の世界における研究拠点と、ホームページにも書かれているタケダイズム（＝誠実）の説明のみに終始し、何ら住民の疑問に真正面から答えようという姿勢がみられませんでした。

市民にたいする同じように不誠実と感じられる態度は、武田薬品主催の最近の説明会（7月21日）にも認められました。まず、説明会の案内先を、県の条例で定める3km以内の「関係地域住民」の中でも、研究所敷地に隣接する「ご近隣の皆様」に限定し、それ以外の関係住民には、会の開催を知らせることもせず、入場、発言も制限するような案内文で、当日の質問時間は、正味30分にも満たないものでした。武田薬品側の説明は、新しい方々もいるという言い訳のもと、またもやホームページレベルのタケダイズム（＝誠実）と、従来通りの一方的な、かつ概括的な新味を欠く説明のみでした。貴社側が繰り出した専門家（小松俊彦氏）も病原体（細菌・ウィルス・DNA等）の施設内への物理的封じ込めについて、100%とはいいい切れず、0.03%程度もれることを認める始末。住民の危惧は何一つ解消されることがありませんでした。

しかるに、武田薬品は、再度の対話型説明会についての住民の要望に対して、完全に拒否し、説明会を打ち切ることを言い切りました。

かかる数々の住民無視ともいえる対応は、やがてタケダイズム（＝誠実）を標榜する貴社の経営に悪影響を及ぼすことは必至と思われ、長谷川閑史社長（環境担当取締役も兼務）以下経営陣の猛省を促すとともに、部下に対して適切な善処方指示を切にお願い申し上げる次第です。

さて、このように不誠実な貴社の態度、また、不十分な環境アセスをおこなっていることから、私たち住民は武田問題対策連絡会を立ち上げ、住民の健康と安全、湘南の良好な環境を守るため、貴社並びに関係機関に強力に働きかけを行うことを決意いたしました。

環境アセス評価案からバイオ関連が除外されているという重大な問題点をはじめ、大気汚染、汚染排水放出問題、バイオ・遺伝子組み換え実験、動物実験等数々の問題点について、別紙の如く127項目の公開質問状を提出いたします。

来る9月5日までに誠実なご回答をいただきたく、よろしくお願い申し上げます。

また、9月13日(土)にはこの質問状に基づく公開討論会を計画しております。是非ご出席いただきたく、誠実なタケダイズムを発揮していただけますよう、よろしくお願い申し上げます。

万一、貴社の誠実な態度が見られない場合には、ご存知のように7月21日の貴社説明会で住民からすでに声が出ている不買運動その他の手段に訴えざるを得ないこともあり得ますが、そのような状況は私どもも望むところではありません。

末筆になりましたが、貴社の一層のご発展を祈念いたします。

敬具

追伸 本書面につきましては、事の性格を考慮し公開とさせていただきます事、また、ご回答をいただきました際も、特別の場合を除き公開させていただきますので、ご了承ください。



## 藤沢市のごみ有料化は地方自治法違反である

熊本一規（明治学院大学教授）

### 1. 一般廃棄物処理事業経費の財源

一般廃棄物の処理（収集・運搬・処分）に要する一般廃棄物処理事業経費は、主として地方税によってまかなわれています。

地方税は、都道府県や市町村が福祉、教育、消防、救急、ごみ処理といったさまざまな住民サービスを提供するうえでの基本的な財源ですが、一般廃棄物処理事業経費が主として地方税によってまかなわれているのは、「一般廃棄物の処理」が「市町村の責任で行わなければならない事務」だからです。

地方自治法では、「一般廃棄物の処理」は「市町村の自治事務」とされています（2条2項、3項、5項）。廃棄物処理法においても、「一般廃棄物の処理」が「市町村の責任で行わなければならない事務」であることを明確に規定しています（6条2項）。

一般廃棄物処理事業経費は、地方税のほか、使用料及び手数料、地方債、国庫支出金等を財源としていますが、地方税が全体の約7割～10割を占めています。

### 2. 地方税と手数料の関係

一般廃棄物処理事業経費の財源のうち一般市民から徴収されるものは地方税及び手数料です。手数料に関しては、地方自治法 227 条が「普通地方公共団体は、当該普通地方公共団体の事務で特定の者のためにするものにつき、手数料を徴収することができる」と規定しています。いいかえれば、「特定の者のためにする事務」以外については手数料を徴収できないということになります。

地方自治法の所管官庁である総務省は、地方自治法 227 条の解釈として、現在でも次の自治省自治課長昭和 24 年 3 月 14 日回答（傍点は引用者）を挙げます。

「特定の個人ののためにする事務」とは、一個人の要求に基き主としてその者の利益のために行う事務（身分証明、印鑑証明、公簿閲覧等）の意であり、その事務は一個人の利益又は行為（作為、不作為）のため必要となったものであることを必要とし、もっぱら地方公共団体自身の行政上の必要のためにする事務については、手数料は徴収できない」。

この回答によれば、手数料を徴収することができる事務は、「一個人の要求に基き一個人の利益又は行為のため必要となった事務」ということになります。

従って、市町村は、市民からの要求の有無に関わらず、法に基づいて一定の日常的・標準的な家庭ごみの処理を行わなければならないませんが、その場合の家庭ごみの処理は、「一個人の要求に基き一個人の利益又は行為のため必要となった事務」ではないため手数料を徴収することはできません。

他方、非日常的・追加的な家庭ごみの処理の場合には「一個人の要求に基き一個人の利益又は行為のため必要となった事務」も生じることがあります。たとえば、粗大ごみの処

理がそれにあたります。粗大ごみを排出する者は、個別に市町村に連絡して処理を依頼し、市町村は通常のごみ処理サービスとは別に、依頼者の利益のために追加的なごみ処理サービスを提供することが必要になります。このように、粗大ごみの処理は、「一個人の要求に基き一個人の利益又は行為のため必要となった事務」ですから手数料を徴収することが可能です。

要するに、法によって課せられた「市民からの要求の有無に関わらず行われる日常的・標準的な家庭ごみの処理」には手数料を徴収することはできず、他方、「一個人の要求に基き一個人の利益又は行為のため必要となった事務」としての家庭ごみの処理の場合には手数料を徴収することができるのです。

### 3. 藤沢市の一廃処理手数料の検討

藤沢市の旧条例(平成 18 年改正以前の条例)においては、一廃処理手数料は、事業系一廃及び非日常的・追加的な家庭系一廃(臨時に 500kg 以上排出されて市の焼却施設・破碎施設・最終処分場に搬入される家庭系一廃、及び家庭から排出されて市が戸別に収集する大型ごみ)について徴収されることとされていました。従って地方自治法 227 条に反するところは全くありません。

他方、平成 18 年改正後の新条例では、新たに①生ごみ・紙くず等、②不燃ごみ全般についても手数料を徴収するとされています。①、②は、自家処理が極めて困難あるいは不可能で、かつ、典型的な日常的・標準的な家庭系一廃であり、法に基づけば、それらの処理は「市町村の責任で行わなければならない事務」であって手数料を徴収することはできません。

藤沢市は「市民は市の処理に協力すべき義務を負っており、市の処理は市民の協力義務という利益のためになされる役務の提供であるから、手数料を徴収し得る」と主張しています。

しかし、生ごみ・紙くず・プラスチックの収集を「協力義務の遂行」のために市に要求する市民など居るはずがありません。仮に、そのような変わった市民が居たとしても、生ごみ・紙くず・プラスチックの収集は「市民の要求に基づいて必要となった事務」ではありませんから、要求しない市民からはもちろん、要求した市民からも手数料を徴収することはできません。それは、そもそも「法律によって市に課せられた事務」であり、したがって地方税によってまかなわれなければなりません。

以上のことから、藤沢市における生ごみ・紙くず等及び不燃ごみ全般の有料化が地方自治法に反することは明らかです。

付記：本稿は、月刊廃棄物(廃棄物問題の総合誌であり、環境省、全国の自治体、大学等の研究機関、事業者等に広く読まれています)2008 年 8 月号所収の拙稿「地方自治法違反の有料化と違反でない有料化」を要約したものです。

## ECONET INFORMATION

### 武田薬品新研究所建設問題の公開討論会

武田薬品 県 市に参加要請しています

9月13日(土) 10:00~12:00

藤沢産業センター8Fラウンジ (藤沢駅北口 郵便局並び)

参加費 300円

主催 武田問題対策連絡会



### 神奈川県環境影響審査会

武田薬品研究所の環境影響評価を審議します

9月8日(月) 17:00~

### ごみ有料化裁判(第10回)

9月8日(水) 15時から 横浜地方裁判所

藤沢市環境部長が証人

問合せ/藤沢・ごみ有料化裁判を支援する会 ☎44-2652村上

### 「よくわかる太陽光発電」

太陽光発電ってホントに地球にやさしいの?

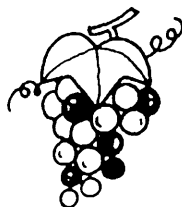
とき 9月21日(火) 13:30~16:00

場所 横浜市港北公会堂2号会議室(東横線大倉山駅7分)

参加費 無料 直接会場へ

主催/問い合わせ 太陽光発電ネットワークかながわ地域交流会

横谷045-802-2182



### 藤沢エコネット

学習会「地球温暖化防止プロジェクト」

9月27日(土) 13:00~ 学習文化センター

講師 藤沢市環境管理課職員

打合せ 9月5日(金) 17:00~ 市民活動推進センター

会員募集→会費3000円 振込口座は→郵便局へ→00240-9-46501 藤沢エコネット

次回事務局会議 9月17日(水) 17:30~ 市民活動推進センターにて

《編集後記》夏休みの間、環境問題は休みなく進行し、今月号は武田薬品新研究所建設問題で4ページとなってしまった。もっと他のテーマ・道路開発問題などの話題をという声もあったが、次号に待っていただくことをお許し願いたい。私は20年ぶりに北海道を訪れ、世界自然遺産の知床半島でエゾシカと、キタキツネに会い、釧路湿原では丹頂のツガイに会うことができた。その報告もしたいと思う。皆様からの投稿原稿をお待ちしています。(A)